

高野町長、高野町議会議員選挙における  
選挙公営について  
(自動車、ビラ及びポスター)



## は じ め に

この冊子は、高野町長選挙、高野町議会議員選挙において公営の適用を受けようとする場合、候補者・業者等の方々が行わなければならない手続きについて記述したものです。

なお、この冊子では法令等の用語について、次のように略称を使用しておりますのでご注意ください。

- 条 例 : 高野町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例  
(令和2年高野町条例第19号)
- 高野町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例  
(令和2年高野町条例第20号)
- 高野町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例  
(令和2年高野町条例第21号)
- 規 程 : 高野町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する規程  
(令和2年高野町選挙管理委員会告示第 1号)
- 高野町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規定  
(令和2年高野町選挙管理委員会告示第 2号)
- 高野町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程  
(令和2年高野町選挙管理委員会告示第 3号)
- 自動車 : 高野町の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例第1条に規定する自動車
- ビ ラ : 高野町の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例第1条に規定するビラ
- ポスター: 高野町の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例第1条に規定するポスター
- 町選管 : 高野町選挙管理委員会



# 目 次

1	選挙公営の要点 .....	1
2	自動車の使用の公営 .....	3
	(1) ハイヤー方式 .....	3
	(2) レンタル方式 .....	5
3	ビラの作成の公営 .....	9
4	ポスターの作成の公営 .....	12

各種様式等記入例

..... 15～40



町

町

候補者が支払う金額の一

定額を業者等に支払う

届出等に関する書類には、契約書に記載された住所、氏名等を記載し、

印鑑についても、契約書に押印した印鑑を使用

	町	
	町	
		町
	町	(5日以内)

**供託物が没収される場合は、公費負担の対象となりません。**

供託物没収点 = 有効投票の総数 × 1/10 (町長選挙の場合)

(有効投票の総数: 各候補者の得票数をすべて加えた数)

供託物没収点 = 有効投票の総数 ÷ 議会議員数 × 1/10 (町議会選挙の場合)

(有効投票の総数: 各候補者の得票数をすべて加えた数)

町議会議員選挙 (平成31年4月21日) の高野

有効投票の総数 2,102票 (平成30年4月8日執行 町長選挙の場合)

**供託物没収点 210.8票**

有効投票の総数 2,124票 (平成31年4月21日執行 町議会議員選挙の場合)

**供託物没収点 21.8票**

(注) 供託物没収点は、有効投票の総数により変わりますので、前回の供託物没収点等はいくまで参考としてください。

%

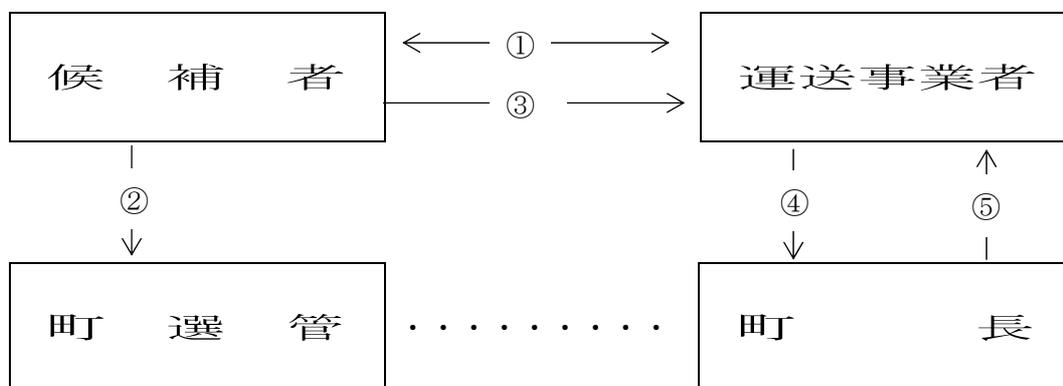
\*(~~2~~) SS

号)

- ウ どのような手続きをしなければならないか。
- (ア) 候補者は、一般運送契約を締結したときはその旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに）自動車の使用に関する契約届出書（16 ページ参照）に契約書の写しを添えて町選管に届け出なければなりません。
- (イ) 候補者は、自動車を使用したときは、自動車使用証明書（19 ページ参照）を運送事業者に提出しなければなりません。
- (ウ) 運送事業者は、選挙の期日後速やかに（**5日以内**）町長あてに所定の経費を請求してください。この場合、請求書・請求内訳書（22 ページ参照）に自動車使用証明書を添付しなければなりません。
- ただし、供託物が没収される候補者のものについては、町に請求することができません。
- (エ) 町は、運送事業者から請求されたとき、運送事業者に所定の経費を支払います。

以上の流れを図に表しますと次のようになります。

自動車の使用の公営の流れ（ハイヤー方式）



順序	事 項	提 出 先 等	必 要 書 類
①	有償契約の締結	候補者⇔業者	契約書の作成
②	①の契約をしたことの届出	候補者⇒町選管	契約届出書、契約書の写し
③	使用証明書の提出	候補者⇒業者	使用証明書
④	公営とされる経費の請求	業者⇒町	請求書・請求内訳書、使用証明書
⑤	経費の支払	町⇒業者	—————

(注) 供託物が没収される候補者のものについては、業者は④の請求をすることができません。

## (2) レンタル方式

ア どのような場合に公営となるか。

候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次に述べる額の範囲内で自動車の使用に関し、公費負担となります。(条例第2条)

イ どのようなものが公営となるか。

前記(1)イでいう一般運送契約以外の契約を締結し、自動車を借入れ、燃料の供給を受け又は運転手を雇用するときは、それぞれ次の額の範囲内が公費負担となります。(条例第4条第2号)

### (ア) 自動車の借入れ

自動車を借入れる有償契約(この契約を「自動車借入れ契約」といいます。)を締結し、自動車を借入れるときは、1日1台16,100円の範囲内で自動車借入れ代が公費負担となります。なお、1日に2台以上自動車借入れ契約により自動車を借入れるときにあっては、候補者は**いずれか1台を指定**しなければなりません。

### (イ) 自動車の燃料の供給

自動車の燃料の供給に関する有償契約を締結し、燃料の供給を受けるときは、立候補の届出をした日から選挙の期日の前日までの日数に7,700円を乗じて得た額の範囲内で燃料代が公費負担となります。

### (ウ) 自動車の運転手の雇用

自動車の運転手の雇用に関する有償契約を締結し、運転手を雇用するときは、1日1人12,500円の範囲内で運転手の報酬の額が公費負担となります。

なお、この契約で1日に2人以上の運転手を雇用するときにあっては、候補者は**いずれか1人を指定**しなければなりません。

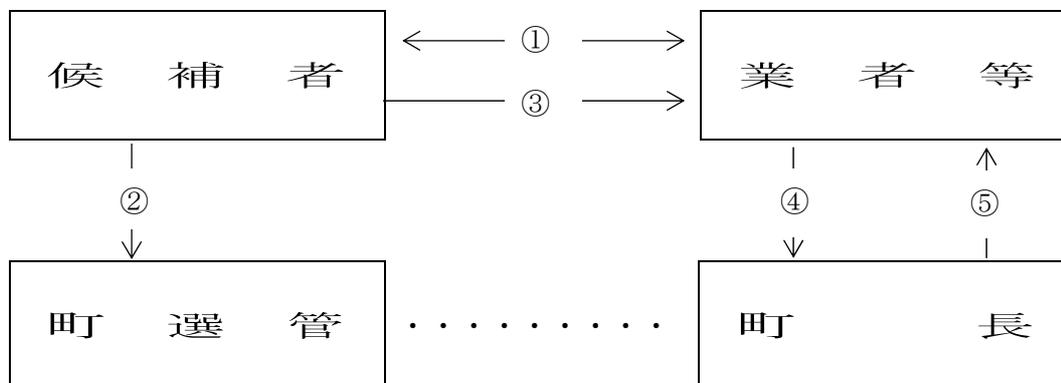
ウ どのような手続きをしなければならないか。

(ア) 候補者は、それぞれ有償契約を締結したときは、その旨を直ちに(立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに)自動車の使用に関する契約届出書(16ページ参照)に契約書の写しを添えて町選管に届け出なければなりません。

- (イ) 候補者は、公営の適用を受けようとする燃料代について、公費負担の範囲内であることの確認を受けるため、燃料供給業者ごとに自動車燃料代確認申請書（17 ページ参照）を町選管に提出しなければなりません。町選管は、この申請に基づき公営の適用される金額までの自動車燃料代確認書（18 ページ参照）を交付します。
- (ロ) 候補者は、町選管から自動車燃料代確認書の交付を受けたときは、直ちに自動車燃料代確認書を燃料供給業者に提出しなければなりません。
- (ハ) 候補者は、自動車を借入れ、燃料の供給を受け又は運転手を雇用したときは、自動車使用証明書（19～21 ページ参照）を自動車にあつては運送事業者等ごとに、燃料にあつては燃料供給業者ごとに、運転手にあつては運転手ごとに提出しなければなりません。なお、燃料供給業者に自動車使用証明書を提出するときは、規程第4条第2項に規定する書面（給油伝票）の写しを添付しなければならない。
- (ニ) 各契約事業者等は、選挙の期日後速やかに（**5日以内**）町長あてに所定の経費を請求してください。この場合、請求書・請求内訳書（23～25 ページ参照）に自動車使用証明書（**燃料代の請求には確認書と給油伝票の写しも**必要です。）を添付しなければなりません。
- ただし、供託物が没収される候補者のものについては、町に請求することができません。
- (ホ) 町は、各契約事業者等から請求されたとき、各契約事業者等に所定の経費を支払います。
- 以上の流れを図に表しますと次ページのようになります。

自動車の使用の公営の流れ（レンタル方式 その1）

（自動車借入れ代及び運転手の報酬）

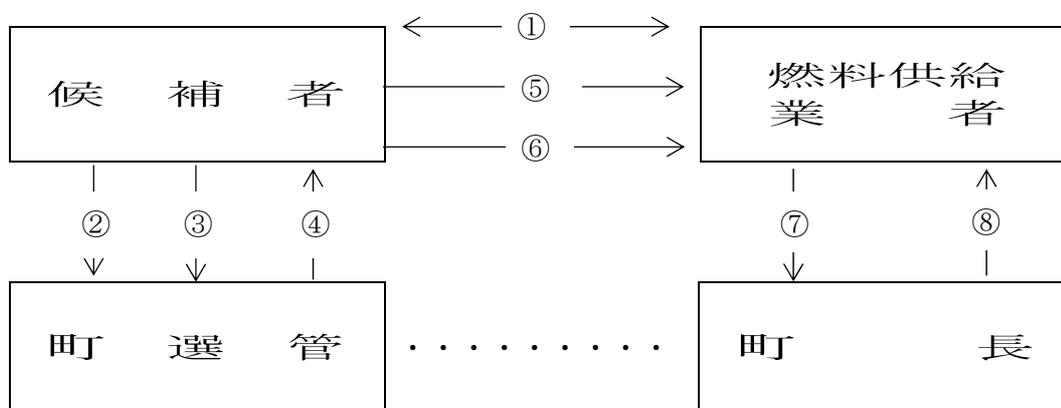


順序	事項	提出先等	必要書類
①	有償契約の締結	候補者⇔業者等	契約書の作成
②	①の契約をしたことの届出	候補者⇒町選管	契約届出書、契約書の写し
③	使用証明書の提出	候補者⇒業者等	使用証明書
④	公営とされる経費の請求	業者等⇒町	請求書・請求内訳書、使用証明書
⑤	経費の支払	町⇒業者等	—————

（注）供託物が没収される候補者のものについては、業者等は④の請求をすることができません。

自動車の使用の公営の流れ（レンタル方式 その2）

（ 燃 料 代 ）



順序	事 項	提 出 先 等	必 要 書 類
①	有償契約の締結	候補者⇔業者	契約書の作成
②	①の契約をしたことの届出	候補者⇒町選管	契約届出書、契約書の写し
③	燃料代の確認申請	候補者⇒町選管	確認申請書
④	確認書の交付	町選管⇒候補者	—————
⑤	確認書の提出	候補者⇒業者	確認書
⑥	使用証明書の提出	候補者⇒業者	使用証明書、給油伝票の写し
⑦	公営とされる経費の請求	業者⇒町	請求書・請求内訳書、使用証明書、確認書、給油伝票の写し
⑧	経費の支払	町⇒業者	—————

(注) 供託物が没収される候補者のものについては、業者は⑦の請求をすることができません。

### 3 ビラの作成の公営

- (1) どのような場合に公営となるか。

候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次に述べる枚数と額の範囲内でビラの作成に関し、公費負担となります。(条例第2条)

なお、選挙運動費用収支報告書には公費負担とされる作成費についても計上する必要があります。

- (2) どのようなものが公営となるか。

候補者がビラの作成を業とする者(これを「ビラ作成業者」といいます。)と有償契約を締結しビラを作成するときは、次の範囲内で公費負担となります。

(条例第4条)

$$\text{ビラ1枚当たりの作成単価} \times \text{作成枚数} = \text{公費負担額}$$

なお、作成単価、作成枚数につきまして、それぞれ公費負担となる限度が設けられています。

ア 作成単価の限度

7円73銭

イ 作成枚数の限度

町長 2種類以内で合計 5,000 議員 2種類以内で合計 1,600

ア・イにより、今回の選挙についての公費負担の限度額は次のようになります。

$$7.73\text{円} \times 5,000\text{枚} = 38,650\text{円} \quad 7.73\text{円} \times 1,600\text{枚} = 12,368\text{円}$$

請求金額については、請求内訳書(ビラの作成)を参考に積算してください。

- (3) どのような手続きをしなければならないか。

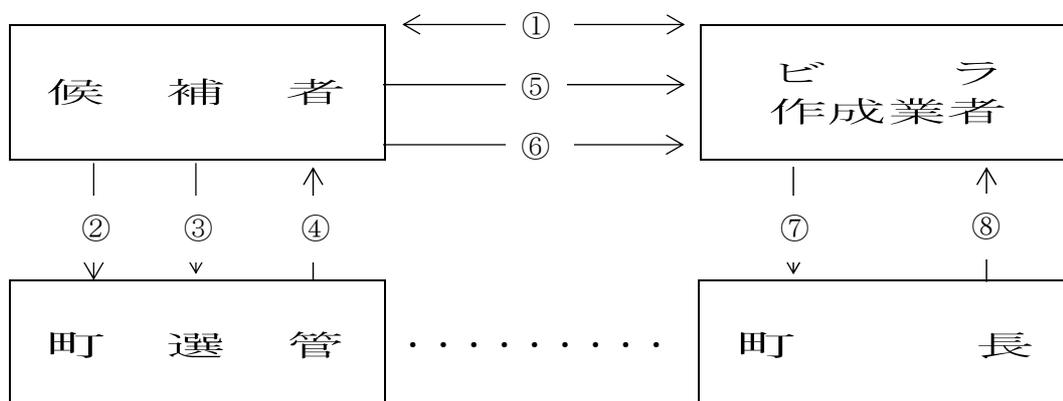
ア 候補者は、ビラ作成業者と有償契約を締結したときは、その旨を直ちに(立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに)ビラ作成に関する契約届出書(26 ページ参照)に契約書の写しを添えて町選管に届け出なければなりません。

イ 候補者は、公営の適用を受けようとするビラの作成について、公営の適用される枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ビラ作成業者ごとにビラ作成枚数確認申請書(27 ページ参照)を町選管に提出しなければなりません。

町選管は、この申請に基づき公営の適用される枚数までのビラ作成枚数確認書(28 ページ参照)を交付します。

- ウ 候補者は、町選管からビラ作成枚数確認書の交付を受けたときは、直ちにビラ作成枚数確認書をビラ作成業者に提出しなければなりません。
- エ 候補者は、ビラを作成したときは、ビラ作成証明書（29 ページ参照）をビラ作成業者に提出しなければなりません。
- オ ビラ作成業者は、選挙の期日後速やかに（**5日以内**）町長あてに所定の経費を請求してください。この場合、請求書・請求内訳書（30 ページ参照）にビラ作成証明書及びビラ作成枚数確認書を添付しなければなりません。
- ただし、供託物が没収される候補者のものについては、町に請求することができません。
- カ 町は、ビラ作成業者から請求されたとき、ビラ作成業者に所定の経費を支払います。
- 以上の流れを図に表しますと次ページのようになります。

ビラの作成の公営の流れ



順序	事項	提出先等	必要書類
①	有償契約の締結	候補者⇔業者	契約書の作成
②	①の契約をしたことの届出	候補者⇒町選管	契約届出書、契約書の写し
③	作成枚数の確認申請	候補者⇒町選管	確認申請書
④	確認書の交付	町選管⇒候補者	—————
⑤	確認書の提出	候補者⇒業者	確認書
⑥	作成証明書の提出	候補者⇒業者	作成証明書
⑦	公営とされる経費の請求	業者⇒町	請求書・請求内訳書、作成証明書、確認書
⑧	経費の支払	町⇒業者	—————

(注) 供託物が没収される候補者のものについては、業者は⑦の請求をすることができません。

## 4 ポスターの作成の公営

(1) どのような場合に公営となるか。

候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次に述べる額の範囲内でポスターの作成に関し、公費負担となります。(条例第2条)

なお、選挙運動費用収支報告書には公費負担とされる作成費についても計上する必要があります。

(2) どのようなものが公営となるか。

候補者がポスターの作成を業とする者(これを「ポスター作成業者」といいます。)と有償契約を締結しポスターを作成するときは、次の範囲内で公費負担となります。(条例第4条)

$$\text{ポスター1枚当たりの作成単価} \times \text{作成枚数} = \text{公費負担額}$$

なお、作成単価、作成枚数につきまして、それぞれ公費負担となる限度が設けられています。

ア 作成単価の限度

541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数があるときは1円とします。)

これを計算式に表しますと次のようになります。

$$\frac{316,250 \text{円} + 541 \text{円}31 \text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{作成単価の限度}$$

〔1円未満の端数があるときは切上げ〕

※ 今回の選挙に当てはめると

$$\frac{316,250 \text{円} + 541 \text{円}31 \text{銭} \times 41 \text{箇所}}{41 \text{箇所}} = 8,255 \text{円}$$

イ 作成枚数の限度額

高野町のポスター掲示場の数 ----- 41箇所

ア・イにより、今回の選挙についての公費負担の限度額は次のようになります。

8,255円×41枚=338,455円

請求金額については、請求内訳書（ポスターの作成）を参考に積算してください。

(3) どのような手続きをしなければならないか。

ア 候補者は、ポスター作成業者と有償契約を締結したときは、その旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに）ポスター作成に関する契約届出書（31 ページ参照）に契約書の写しを添えて町選管に届け出なければなりません。

イ 候補者は、公営の適用を受けようとするポスターの作成について、公営の適用される枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ポスター作成業者ごとにポスター作成枚数確認申請書（32 ページ参照）を町選管に提出しなければなりません。

町選管は、この申請に基づき公営の適用される枚数までのポスター作成枚数確認書（33 ページ参照）を交付します。

ウ 候補者は、町選管からポスター作成枚数確認書の交付を受けたときは、直ちにポスター作成枚数確認書をポスター作成業者に提出しなければなりません。

エ 候補者は、ポスターを作成したときは、ポスター作成証明書（34 ページ参照）をポスター作成業者に提出しなければなりません。

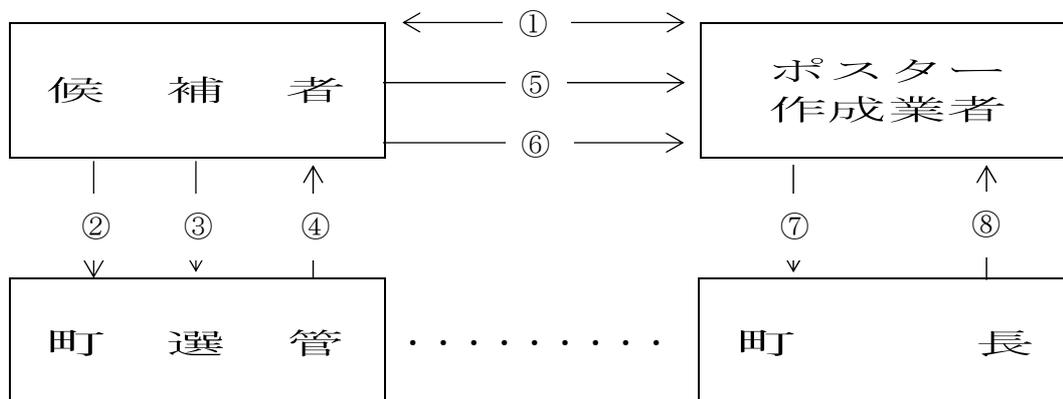
オ ポスター作成業者は、選挙の期日後速やかに（**5日以内**）町長あてに所定の経費を請求してください。この場合、請求書・請求内訳書（35 ページ参照）にポスター作成証明書及びポスター作成枚数確認書を添付しなければなりません。

ただし、供託物が没収される候補者のものについては、町に請求することができません。

カ 町は、ポスター作成業者から請求されたとき、ポスター作成業者に所定の経費を支払います。

以上の流れを図に表しますと次ページのようになります。

ポスターの作成の公営の流れ



順序	事項	提出先等	必要書類
①	有償契約の締結	候補者⇔業者	契約書の作成
②	①の契約をしたことの届出	候補者⇒町選管	契約届出書、契約書の写し
③	作成枚数の確認申請	候補者⇒町選管	確認申請書
④	確認書の交付	町選管⇒候補者	—————
⑤	確認書の提出	候補者⇒業者	確認書
⑥	作成証明書の提出	候補者⇒業者	作成証明書
⑦	公営とされる経費の請求	業者⇒町	請求書・請求内訳書、作成証明書、確認書
⑧	経費の支払	町⇒業者	—————

(注) 供託物が没収される候補者のものについては、業者は⑦の請求をすることができません。

## 各 種 様 式 等 記 入 例

自動車の使用に関する契約届出書	1 6
自動車燃料代確認申請書	1 7
自動車燃料代確認書	1 8
自動車使用証明書（自動車）	1 9
自動車使用証明書（燃料）	2 0
自動車使用証明書（運転手）	2 1
請求書（自動車の使用）	
請求書・請求内訳書（一般運送契約により自動車を利用した場合）	2 2
"            （一般運送契約以外の契約—(1)自動車の借入れ）	2 3
"            （一般運送契約以外の契約—(2)燃料代）	2 4
"            （一般運送契約以外の契約—(3)運転手）	2 5
ビラ作成に関する契約届出書	2 6
ビラ作成枚数確認申請書	2 7
ビラ作成枚数確認書	2 8
ビラ作成証明書	2 9
請求書・請求内訳書（ビラの作成）	3 0
ポスター作成に関する契約届出書	3 1
ポスター作成枚数確認申請書	3 2
ポスター作成枚数確認書	3 3
ポスター作成証明書	3 4
請求書・請求内訳書（ポスターの作成）	3 5
選挙運動用自動車賃貸借契約書（例）	3 6
選挙運動用自動車燃料売買契約書（例）	3 7
選挙運動用自動車運転手雇用契約書（例）	3 8
選挙運動用ビラ作成請負契約書（例）	3 9
選挙運動用ポスター作成請負契約書（例）	4 0

第1号様式(1)

自動車の使用に関する契約届出書

次のとおり自動車の使用に関する契約を締結したので届け出ます。

令和〇年〇月〇日 ← 届出日(契約日ではない)

高野町選挙管理委員会委員長 殿

令和〇年〇月〇日執行 〇〇〇〇選挙 候補者

記

各々契約書と一致

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合 (ハイヤー方式の場合)

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和〇年 〇月〇日	住所(所在地)氏名(法人名・代表者氏名) TEL	〇月〇日から 〇月〇日まで	〇〇〇〇円	
令和 年 月 日	TEL		円	

2 1に掲げる場合以外の場合 (レンタル方式の場合)

項目 区分	契約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の 借入れ	令和〇年 〇月〇日	住所(所在地)法人名・代表者氏名 TEL	〇月〇日から 〇月〇日まで	〇〇〇〇円	
	令和 年 月 日	(多数の場合は別紙に記載し割印を すること) TEL		円	
燃料代	令和〇年 〇月〇日	住所(所在地)法人名・代表者氏名 TEL	豊橋〇〇 な〇〇-〇〇	〇〇〇〇円	契約単価 〇〇円
	令和 年 月 日	TEL		円	
運転手 の雇用	令和〇年 〇月〇日	住所・氏名 TEL	〇月〇日から 〇月〇日まで	〇〇〇〇円	
	令和 年 月 日	TEL		円	

各契約書の総額

備考

- (1) この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- (2) 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- (3) 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」欄に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません)。

↓町選管にて記入

確認番号

第2号様式(1)

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、高野町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条第1項第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

令和〇年 〇月 〇日

高野町選挙管理委員会委員長 様

令和〇年〇月〇日執行 〇〇〇〇選挙候補者

〇 〇 〇 〇



記

1 契約年月日 令和〇年 〇月 〇日

契約書(届出書)と一致

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

住所(所在地) 氏名(法人名・代表者氏名)

3 燃料の供給を受ける自動車の自動車登録番号又は車両番号

和歌山〇〇な〇〇-〇〇

4 確認申請金額

〇〇〇 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額(A)	(当初申請の時は0円) 〇〇 円	(一致) 〇〇 円
今回の購入金額(B)	〇〇〇 円	〇〇〇 円
燃料代計(A) + (B)	〇〇〇 円	〇〇〇 円
備 考		

備 考

- (1) この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から高野町選挙管理委員会に提出してください。
- (2) この申請書は、自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- (3) 「燃料の供給を受ける自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- (4) 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

確認番号 \_\_\_\_\_

### 自動車燃料代確認書

高野町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条第1項第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

高野町選挙管理委員会委員長 (印)

#### 記

- 1 令和〇年〇月〇日執行 〇〇〇〇選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認金額  円

#### 備考

- (1) この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- (2) この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、自動車使用証明書(燃料)とともに、当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された自動車への燃料の供給に限られています。
- (3) この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、高野町に支払を請求することはできません。

# 自動車使用証明書

( 自 動 車 )

次のとおり自動車を使用したものであることを証明します。

令和○年 ○月 ○日

← 使用の最終日以後

令和○年○月○日執行 ○○○○選挙候補

者 ○ ○ ○ ○

いずれかに○印

記

↑ 契約書と一致



運送等契約区分 [ 該当する方の番号に○ をしてください ]	1 一般乗用旅客自動車 運送事業者との 運送契約の場合	2 左に掲げる場合以外 の場合	
運送事業者等の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	<b>住所(所在地)</b> <b>氏名(法人名・代表者氏名)</b>		
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
トヨタ和歌山5 50 わ〇〇—〇〇	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	〇〇〇〇円	
トヨタ和歌山 5 50 わ〇〇—〇〇	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	〇〇〇〇円	
トヨタ和歌山 5 50 わ〇〇—〇〇	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	〇〇〇〇円	
トヨタ和歌山5 50 わ〇〇—〇〇	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	〇〇〇〇円	
トヨタ和歌山 5 50 わ〇〇—〇〇	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	〇〇〇〇円	
トヨタ和歌山 5 50 わ〇〇—〇〇	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	〇〇〇〇円	
トヨタ和歌山 5 50 わ〇〇—〇〇	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	〇〇〇〇円	

契約書と一致

**備 考**

- (1) この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- (2) 運送事業者等が高野町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- (3) この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、高野町に支払を請求することはできません。
- (4) 公費負担の限度額は、自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
  - ① 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
  - ② ①以外の場合 16,100円
- (5) 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- (6) 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の自動車を使用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- (7) (5) の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び(6) の場合には候補者の指定した自動車以外の自動車については、高野町に支払を請求することはできません。

# 自動車使用証明書

( 燃 料 )

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和〇年 〇月 〇日 ← 使用の最終日以後

令和〇年〇月〇日執行 〇〇〇〇選挙

候補者

〇 〇 〇 〇



契約書と一致

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		住所(所在地) 氏名(法人名・代表者氏名)		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和〇年 〇月 〇日	和歌山 550 わ〇〇-〇〇	〇〇ℓ	〇〇〇円	
令和〇年 〇月 〇日	和歌山 550 わ〇〇-〇〇	〇〇ℓ	〇〇〇円	
令和〇年 〇月 〇日	和歌山 550 わ〇〇-〇〇	〇〇ℓ	〇〇〇円	
令和〇年 〇月 〇日	和歌山 550 わ〇〇-〇〇	〇〇ℓ	〇〇〇円	
令和〇年 〇月 〇日	和歌山 550 わ〇〇-〇〇	〇〇ℓ	〇〇〇円	
令和〇年 〇月 〇日	和歌山 550 わ〇〇-〇〇	〇〇ℓ	〇〇〇円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が高野町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、高野町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

契約書  
届出書  
の範囲内

## 自動車使用証明書

( 運 転 手 )

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和○年 ○月 ○日 ←—— **使用の最終日以後**

令和○年○月○日執行 ○○○○選

挙候補者 ○ ○ ○ ○



記

**契約書と一致**

雇用年月日	報酬の額	備考
令和○年 ○月 ○日	○○○○ 円	
令和○年 ○月 ○日	○○○○ 円	
令和○年 ○月 ○日	○○○○ 円	
令和○年 ○月 ○日	○○○○ 円	
令和○年 ○月 ○日	○○○○ 円	
令和○年 ○月 ○日	○○○○ 円	
令和○年 ○月 ○日	○○○○ 円	

**備 考**

- (1) この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- (2) 運転手が高野町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- (3) この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は高野町に支払を請求することはできません。
- (4) 公費負担の限度額は、自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- (5) 同一の日において2人以上の自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- (6) 候補者の指定した運転手以外の運転手は、高野町に支払を請求することはできません。

契約書(届出書)と一致

請 求 書

（自動車の使用）

高野町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条の規定に

により、次の金額の支払を請求します。

令和〇年 〇月 〇日

高野町 長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
住所（所在地）  
氏名（法人名・代表者名）  
電話番号

契約書と一致  
契約書と一致  
印  
記

1 請求金額	請求内訳書の請求金額「計」と一致 → ○○○○ 円					
2 内 訳	別紙請求内訳書のとおり					
3 選挙の種類	令和〇年〇月〇日執行 ○○○○選挙					
4 候補者の氏名	○ ○ ○ ○ ← 契約書（届出書）と一致					
5 支払方法	1	2	振 込 先	口座名義人	種目	口座番号
	窓 口 払	振 込	信用金庫		当座	
			銀行 店		普通	
		農 協				

いずれかに〇印（2を選択した場合は振込先等記入）

備 考

- この請求書は、候補者から受領した自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、高野町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- この請求書は、自動車、燃料、運転手の各経費について共通の様式です。

請 求 内 訳 書

（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）

使用年月日	運送金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備 考
令和 年 〇月 〇日	○○○○ 円	64,500円	○○○○ 円	
令和 年 月 日	円	64,500円	円	(ア)(イ)いずれか少ない額
令和 年 月 日	円	64,500円	円	
令和 年 月 日	円	64,500円	円	
令和 年 月 日	円	64,500円	円	
令和 年 月 日	円	64,500円	円	
令和 年 月 日	円	64,500円	円	
計			合計額 ○○○○ 円	

請求書の請求金額と一致

備 考 「請求金額」欄には、使用した日について（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請 求 書

（自動車の使用）

高野町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条の規

定により、次の金額の支払を請求します。

令和〇年 〇月 〇日

高野町 長 様

氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあっては  
その代表者の氏名

住所（所在地）

氏名（法人名・代表者名）

電 話 番 号

〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

記

契約書と一致

1 請求金額	請求内訳書の請求金額「計」と一致 → 〇〇〇〇 円					
2 内 訳	別紙請求内訳書のとおり					
3 選挙の種類	令和〇年〇月〇日執行 〇〇〇〇選挙					
4 候補者の氏名	〇 〇 〇 〇 ← 契約書（届出書）と一致					
5 支払方法	1	2	振 込 先	口座名義人	種目	口座番号
	窓 口 払	振 込	信用金庫		当座	
			銀行 店		普通	
		農 協				

いずれかに〇印（2を選択した場合は振込先等記入）

備 考

- この請求書は、候補者から受領した自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、高野町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- この請求書は、自動車、燃料、運転手の各経費について共通の様式です。

請 求 内 訳 書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

（1）自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備 考
令和 年 〇月 〇日	〇〇〇〇 円	16,100円	〇〇〇〇 円	
令和 年 月 日	円	16,100円	円	(ア)(イ)いずれか少ない額
令和 年 月 日	円	16,100円	円	
令和 年 月 日	円	16,100円	円	
令和 年 月 日	円	16,100円	円	
令和 年 月 日	円	16,100円	円	
令和 年 月 日	円	16,100円	円	
計			合計額 〇〇〇〇 円	

請求書の請求金額と一致

備 考 「請求金額」欄には、使用した日について（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請 求 書

（自動車の使用）

高野町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条の規定

により、次の金額の支払を請求します。

令和〇年 〇月 〇日

高野町 長 様

**契約書と一致**

氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあっては  
その代表者の氏名

**住所（所在地）**

**氏名（法人名・代表者名）** 

電 話 番 号      〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

記

1 請求金額	請求内訳書の請求金額「計」と一致 → 〇〇〇〇 円					
2 内 訳	別紙請求内訳書のとおり					
3 選挙の種類	令和〇年〇月〇日執行 〇〇〇〇選挙					
4 候補者の氏名	〇 〇 〇 〇 ← <b>契約書（届出書）と一致</b>					
5 支払方法	1	2	振 込 先	口座名義人	種 目	口座番号
	窓	振	信用金庫		当座	
	口	込	銀 行 店		普通	
	払	込	農 協			

いずれかに〇印（2を選択した場合は振込先等記入）

備 考

- (1) この請求書は、候補者から受領した自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- (2) 候補者が供託物を没収された場合には、高野町に支払を請求することはできません。
- (3) 燃料代の請求は、契約届出書に記載された自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- (4) この請求書は、自動車、燃料、運転手の各経費について共通の様式です。

請 求 内 訳 書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

（2）燃料代 **契約書と一致 合計が契約の範囲内**

販 売 年 月 日	燃料の供給を受けた 自動車の自動車登録 番号又は車両番号	販 売 単価(a)	販 売 量 (b)	販 売 金 額 (a) × (b)	備 考
令和 年 〇月 〇日	和歌山〇〇 な〇〇-〇〇	〇〇円	〇〇ℓ	〇〇〇 円	
令和 年 月 日		円	ℓ	円	
令和 年 月 日		円	ℓ	円	
令和 年 月 日		円	ℓ	円	
令和 年 月 日		円	ℓ	円	
令和 年 月 日		円	ℓ	円	
計				(ア) <b>合計</b> 〇〇〇円	
確認書に記載された額の合計				(イ) 〇〇〇円	
請 求 金 額				〇〇〇円	(7) (イ) いずれか少ない額

請求書の請求金額と一致

備 考

- (1) 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- (2) 「燃料の供給を受けた自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- (3) 「燃料の供給を受けた自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「販売単価 (a)」欄、「販売量 (b)」欄及び「販売金額 (a) × (b)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

請 求 書

（自動車の使用）

高野町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条の規定

により、次の金額の支払を請求します。

令和元年 ○月 ○日

高野町長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
住所（所在地）  
氏名（法人名・代表者名）  
電話番号 ○○○○-○○-○○○○

契約書と一致

記

1 請求金額	請求内訳書の請求金額「計」と一致 → ○○○○ 円					
2 内 訳	別紙請求内訳書のとおり					
3 選挙の種類	令和○年○月○日執行 ○○○○選挙					
4 候補者の氏名	○ ○ ○ ○ ← 契約書（届出書）と一致					
5 支払方法	1	2	振 込 先	口座名義人	種目	口座番号
	窓 口 払	振 込	信用金庫		当座	
			銀行 店		普通	
		農 協				

いずれかに○印（2を選択した場合は振込先等記入）

備 考

- この請求書は、候補者から受領した自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没取された場合には、高野町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- この請求書は、自動車、燃料、運転手の各経費について共通の様式です。

請 求 内 訳 書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

（3）運転手

雇 用 年 月 日	報 酬 (ア)	基準限度額 (イ)	請 求 金 額	備 考
令和 年○月○日	○○○○ 円	12,500円	○○○○ 円	
令和 年 月 日	円	12,500円	(ア)(イ)いずれか少ない額	
令和 年 月 日	円	12,500円	円	
令和 年 月 日	円	12,500円	円	
令和 年 月 日	円	12,500円	円	
令和 年 月 日	円	12,500円	円	
令和 年 月 日	円	12,500円	円	
計			合計額 ○○○○ 円	

請求書の請求金額と一致

備 考 「請求金額」欄には、雇用された日について（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

第1号様式(2)

## ビラ作成に関する契約届出書

次のとおりビラの作成に関する契約を締結したので届け出ます。

令和〇年 〇月 〇日 ← 届出日 (契約日ではない)

高野町選挙管理委員会委員長 様

令和〇年〇月〇日執行 〇〇〇〇選挙

候補者



契約書と一致

各々契約書と一致

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和 〇年 〇月 〇日	<b>住所(所在地)氏名(法人名・代表者氏名)</b> TEL	〇〇〇枚	〇〇〇〇円	
令和 年 月 日	TEL	枚	円	
令和 年 月 日	TEL	枚	円	
令和 年 月 日	TEL	枚	円	
令和 年 月 日	TEL	枚	円	

備考 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

第2号様式(2)

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、高野町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例第4条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和〇年 〇月 〇日

高野町選挙管理委員会委員長 様

令和〇年〇月〇日執行 〇〇〇〇選挙候補者



記

1 契約年月日 令和 年 〇月 〇日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

住所(所在地) 氏名(法人名・代表者氏名) ← 契約書(届出書)と一致

3 確認申請枚数

〇〇〇 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	(当初申請の時は0枚) 〇 枚	一致 〇 枚
今 回 の 枚 数 (b)	〇〇〇 枚	〇〇〇 枚
枚 数 計 (a) + (b)	〇〇〇 枚	〇〇〇 枚
備 考		(1,600枚以内)

備 考

(1) この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から高野町選挙管理委員会に提出してください。(2) この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。(3) 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

確認番号 \_\_\_\_\_

## ビラ作成枚数確認書

高野町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例第4条の規定に基づき、次のビラの作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

高野町選挙管理委員会委員長

⑨

### 記

1 令和〇年〇月〇日執行 〇〇〇〇選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚数

枚

### 備考

- (1) この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- (2) この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに、当該確認書を請求書に添付してください。
- (3) この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、高野町に支払を請求することはできません。

## ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

令和〇年〇月〇日 ← **作成日以後(届出書の日付以降)**

令和〇年〇月〇日執行 〇〇〇〇選挙

候補者



記 **契約書(届出書)と一致**

ビラ作成業者の氏名 又は名称及び住所並びに 法人にあってはその代表 者の氏名	<b>住所(所在地)</b>  <b>氏名(法人名・代表者氏名)</b>	
作 成 枚 数		→ 〇〇〇 枚
作 成 金 額		→ 〇〇〇 円
備 考		

**備 考**

- 1 この証明書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が高野町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、高野町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - (1) 枚 数 長の選挙における候補者 5,000 枚  
議会の議員の選挙における候補者 1,600 枚
  - (2) 限度額 7 円 51 銭(単価) × 当該作成枚数 = 限度額  
(1 円未満の端数は切上げ)

請 求 書

(ビラの作成)

高野町の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例第5条の規定により、

次の金額の支払を請求します。

令和〇年 〇月 〇日

高野町長様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
住所(所在地) 氏名(法人名・代表者名) 電話番号

契約書と一致

〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

記

1 請求金額	請求内訳書の請求金額「計」と一致 → 〇〇〇〇 円					
2 内 訳	別紙請求内訳書のとおり					
3 選挙の種類	令和〇年〇月〇日執行 〇〇〇〇選挙					
4 候補者の氏名	〇 〇 〇 〇 ← 契約書(届出書)と一致					
5 支払方法	1	2	振 込 先	口座名義人	種目	口座番号
	窓 口 払	振 込	信用金庫		当座	
			銀行 店		普通	
		農 協				

いずれかに〇印(2を選択した場合は振込先等記入)

備 考

- (1) この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- (2) 候補者が供託物を没収された場合には、高野町に支払を請求することはできません。

請 求 内 訳 書

(ビラの作成)

区 分	単 価 (A)	枚 数 (B)	金額 (A) × (B)	備 考
印刷金額	円 〇〇〇〇	枚 〇〇〇	円 〇〇〇〇	
基準限度額	円 7.73	確認枚数 枚 〇〇〇	円 〇〇〇〇	
請求金額	いずれか少ない額 円 〇〇〇〇	いずれか少ない枚数 枚 〇〇〇	1円未満切り捨て 円 〇〇〇〇	

請求書の請求金額と一致

備 考

- 1 基準限度額の「単価」欄には、7円73銭を記載してください。
- 2 基準限度額の「枚数」欄には、ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 請求金額の「単価」欄には、印刷金額の単価と基準限度額の単価とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 請求金額の「枚数」欄には、印刷金額の枚数と基準限度額の枚数とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 5 請求金額の「金額」欄の端数処理は、1円未満を切り捨ててください。

第1号様式(3)

## ポスター作成に関する契約届出書

次のとおりポスターの作成に関する契約を締結したので届け出ます。

令和〇年 〇月 〇日 ← 届出日 (契約日ではない)

高野町選挙管理委員会委員長 様

令和〇年〇月〇日執行 〇〇〇〇選挙

候補者



契約書と一致

各々契約書と一致

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和 〇年 〇月 〇日	住所(所在地) 氏名(法人名・代表者氏名) TEL	〇〇〇枚	〇〇〇〇円	
令和 年 月 日	TEL	枚	円	
令和 年 月 日	TEL	枚	円	
令和 年 月 日	TEL	枚	円	
令和 年 月 日	TEL	枚	円	

備考 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

第2号様式(3)

ポスター作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、高野町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和〇年 〇月 〇日

高野町選挙管理委員会委員長 殿

令和〇年〇月〇日執行 〇〇〇〇選挙候補者



記

1 契約年月日 令和〇年 〇月 〇日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

住所(所在地) 氏名(法人名・代表者氏名)

契約書(届出書)と一致

3 確認申請枚数

〇〇〇 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(A)	(当初申請の時は0枚) 〇 枚	一致 〇 枚
今 回 の 枚 数 (B)	〇〇〇 枚	〇〇〇 枚
枚 数 計 (A) + (B)	〇〇〇 枚	(41枚以内) 〇〇〇 枚
備 考		

備 考

(1) この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から高野町選挙管理委員会に提出してください。

(2) この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

(3) 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

確認番号 \_\_\_\_\_

### ポスター作成枚数確認書

高野町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

高野町選挙管理委員会委員長

⑨

#### 記

1 令和〇年〇月〇日執行 〇〇〇〇選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚数

枚

#### 備考

- (1) この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- (2) この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともに、当該確認書を請求書に添付してください。
- (3) この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、高野町に支払を請求することはできません。

## ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

令和〇年〇月〇日 ← **作成日以後(届出書の日付以降)**

令和〇年〇月〇日執行 〇〇〇〇選挙

候補者



記 **契約書(届出書)と一致**

ポスター作成業者の氏名 又は名称及び住所並びに 法人にあってはその代表 者の氏名	<b>住所(所在地)</b>  <b>氏名(法人名・代表者氏名)</b>
作 成 枚 数	→ 〇〇〇 枚
作 成 金 額	→ 〇〇〇 円
ポ ス タ ー 掲 示 場 数	〇〇〇 箇所

**備 考**

- (1) この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- (2) ポスター作成業者が高野町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- (3) この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、高野町に支払を請求することはできません。
- (4) 一人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

① 枚 数

高野町議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和62年高野町条例第2号)第2条の規定により、高野町選挙管理委員会が設置するポスター掲示場の数に相当する枚数

② 限度額

$$\frac{316,250 \text{ 円} + 541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1 \text{ 円未満の端数は切上げ}$$

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$

請 求 書

(ポスターの作成)

高野町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定により、

次の金額の支払を請求します。

令和〇年 〇月 〇日

高野町長様

氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあっては  
その代表者の氏名

住所(所在地)

氏名(法人名・代表者名) 

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

記

契約書と一致

1 請求金額	請求内訳書の請求金額「計」と一致 → 〇〇〇〇 円					
2 内 訳	別紙請求内訳書のとおり					
3 選挙の種類	令和〇年〇月〇日執行 〇〇〇〇選挙					
4 候補者の氏名	〇 〇 〇 〇 ← 契約書(届出書)と一致					
5 支払方法	1	2	振 込 先	口座名義人	種目	口座番号
	窓 口 払	振 込	信用金庫		当座	
			銀行 店		普通	
			農 協			

いずれかに〇印(2を選択した場合は振込先等記入)

備 考

- (1) この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- (2) 候補者が供託物を没収された場合には、高野町に支払を請求することはできません。

請 求 内 訳 書

(ポスターの作成)

ポスター掲示場数			41 箇所	
区 分	単 価 (A)	枚 数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	備 考
印刷金額	円 〇〇〇〇	枚 〇〇〇	円 〇〇〇〇	
基準限度額	円 8,255	確認枚数 枚 〇〇〇	円 〇〇〇〇	
請求金額	いずれか少ない額 円 〇〇〇〇	いずれか少ない枚数 枚 〇〇〇	円 〇〇〇〇	

請求書の請求金額と一致

備 考

- (1) 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- (2) 基準限度額の「単価」欄には、次により算出した額を記載してください。  

$$\frac{316,250 \text{ 円} + 541 \text{ 円} \times 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} \dots 1 \text{ 円未満の端数は切上げ}$$
- (3) 基準限度額の「枚数」欄には、ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (4) 請求金額の「単価」欄には、印刷金額の単価と基準限度額の単価とを比較して少ない方の額を記載してください。
- (5) 請求金額の「枚数」欄には、印刷金額の枚数と基準限度額の枚数とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

選挙運動用自動車賃貸借契約書 (例)

賃借人 (候補者名) を甲とし、賃貸人 ○○○○ を乙として、甲乙両当事者間において、令和○年○月○日執行の○○○○選挙における選挙運動用自動車の使用について、次のとおり賃貸借契約を締結する。

1 乙は、甲に対して、次に掲げる自動車を貸し付け、甲はこれに対して賃料を支払うものとする。ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により高野町に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を高野町長に対し請求するものとする。

(1) 車種 \_\_\_\_\_ **選挙運動期間内であること**  
(2) 登録番号 \_\_\_\_\_

2 自動車の賃貸借期間は、令和○年 ○月 ○日から令和○年 ○月 ○日までとする。

3 賃貸借料は、1日につき金 ○○○ 円とし、総額金 ○○○ 円 (うち消費税及び地方消費税の額金 ○○ 円) とする。 **税込**

4 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和○年 月 日

賃借人 住 所 **立候補届 (本名) と一致**  
(候補者) 氏 名 (印)

賃貸人 住 所  
(業者等) 氏 名 (印)

**一連の書類について同一の者であること**

備 考

- 1 自動車の賃貸借期間は、立候補の届け出の日から選挙期日の前日までの間において賃貸借する期間とすること。したがって、立候補の届け出前から賃貸借していてもこの契約書にはその期間を含めないこと。また、契約単価は消費税及び地方消費税の額を含む金額とすること。
- 2 賃貸人が、高野町長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 3 賃貸人が法人の場合にあつては、法人印と代表者印の両方を押印すること。

選挙運動用自動車用燃料売買契約書 (例)

買主 (候補者名) を甲とし、売主 ○○○○ を乙として、甲乙両当事者間において、令和○年○月○日執行の○○○○選挙における選挙運動用自動車の燃料について、次のとおり売買契約を締結する。

1 乙は、甲に対して、次に掲げる期間燃料を供給し、甲はこれに対して代金を支払うものとする。ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により高野町に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を高野町長に対し請求するものとする。

(1) 燃料の種類 \_\_\_\_\_ **選挙運動期間内であること**

(2) 期 間 令和○年 ○月 ○日から令和○年 ○月 ○日まで

(3) 燃料の供給を受ける自動車の自動車登録番号又は車両番号

\_\_\_\_\_ **和歌山○○な○○-○○**

2 売買代金は、1ℓにつき金 ○○ 円とし、総契約量 ○○○ℓで総額金○○○円 (うち消費税及び地方消費税の額金 ○○ 円) とする。

3 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。 **税込**

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和○年 月 日

買主 住所 **立候補届 (本名) と一致**  
(候補者)

氏 名 (印)

売主 住所  
(業者等)

氏 名 (印)

**一連の書類について同一の者であること**

備 考

1 燃料の売買期間は、立候補の届け出の日から選挙期日の前日までの間において供給する期間とすること。

また、契約単価は消費税及び地方消費税の額を含む金額とすること。

2 売主が高野町長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

3 売主が法人の場合にあつては、法人印と代表者印の両方を押印すること。

選挙運動用自動車運転手雇用契約書 (例)

雇用人 (候補者名) を甲とし、被雇用人 ○○○○ を乙として、甲乙両当事者間において、令和○年○月○日執行の○○○○選挙における選挙運動用自動車の運転について、次のとおり雇用に関する契約を締結する。

- 1 甲は、乙を選挙運動用自動車の運転手として雇用し、その報酬を支払うものとする。ただし、乙は甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により高野町に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を高野町長に対し請求するものとする。
- 2 運転手の雇用期間は、令和○年 ○月 ○日から令和○年 ○月 ○日までとする。  
*選挙運動期間内であること*
- 3 報酬の額は、1日につき金 ○○○ 円とし、総額金 ○○○ 円とする。
- 4 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和○年 月 日

雇用人 住 所 **立候補届 (本名) と一致**  
 (候補者) 氏 名 ⑩

被雇用人 住 所  
 (運転手) 氏 名 ⑩

**一連の書類について同一の者であること**

備 考

- 1 運転手の雇用期間は、立候補の届け出の日から選挙期日の前日までの間において雇用する期間とすること。したがって、立候補の届け出前から雇用していてもこの契約書にはその期間を含めないこと。
- 2 運転手 (被雇用人) が、高野町長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。



### 選挙運動用ビラ作成請負契約書 (例)

発注者 (候補者名) を甲とし、請負者 ○○○○ を乙として、甲乙両当事者間において、令和○年○月○日執行の○○○○選挙における選挙運動用ビラの作成について、次のとおり請負契約を締結する。

1 甲は、乙に対して、次に掲げるビラを発注し、乙はこれに対して請負うものとする。

- (1) 規格 長さ ○ cm × 巾 ○ cm ← **法定規格 (長さ 29.7cm × 巾 21cm) 以内**
- (2) 数量 ○○ 枚 ← **16,000 枚が公営の限度枚数です**
- (3) 納期 令和○年 月 日

2 請負代金は1枚につき金 ○○ 円とし、総額金 ○○○ 円(うち、消費税及び地方消費税の額金 ○○ 円)とする。 ← **税込**

3 乙は、納期限内にビラを作成し、甲に引渡しをしなければならない。

4 甲は、前項の規定により、ビラの引渡しがあった後、乙に対して代金を支払うものとする。ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により高野町に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を高野町長に対し請求するものとする。

5 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和○年 月 日

発注者 住所 **立候補届 (本名) と一致**  
(候補者)

氏名 (印)

請負者 住所  
(業者等)

氏名 (印)

#### 備考

**一連の書類について同一の者であること**

- 1 規格については、29.7cm × 21cm 以内とすること。
- 2 契約単価は消費税及び地方消費税の額を含む金額とすること。
- 3 ビラ作成業者 (請負者) が、高野町長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 4 ビラ作成業者 (請負者) が法人の場合にあっては、法人印と代表者印の両方を押印すること。



### 選挙運動用ポスター作成請負契約書 (例)

発注者 (候補者名) を甲とし、請負者 ○○○○ を乙として、甲乙両当事者間において、令和○年○月○日執行の○○○○選挙における選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり請負契約を締結する。

1 甲は、乙に対して、次に掲げるポスターを発注し、乙はこれに対して請負うものとする。

(1) 規 格      長さ ○ cm × 巾 ○ cm  
(2) 数 量      ○○ 枚

法定規格 (42cm×30cm) 以内

(3) 納 期 令和○年      月      日

2 請負代金は1枚につき金 ○○ 円とし、総額金 ○○○ 円(うち、消費税及び地方消費税の額金 ○○ 円)とする。

税込

- 3 乙は、納期限内にポスターを作成し、甲に引渡しをしなければならない。
- 4 甲は、前項の規定により、ポスターの引渡しがあった後、乙に対して代金を支払うものとする。ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により高野町に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を高野町長に対し請求するものとする。
- 5 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和○年      月      日

発注者      住      所      立候補届 (本名) と一致  
(候補者)

氏      名      ⑩

請負者      住      所  
(業者等)

氏      名      ⑩

一連の書類について同一の者であること

#### 備 考

- 1 契約単価は消費税及び地方消費税の額を含む金額とすること。
- 2 ポスター作成業者 (請負者) が、高野町に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 3 ポスター作成業者 (請負者) が法人の場合にあっては、法人印と代表者印の両方を押印すること。